

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年12月6日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☐ 欠席☒

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 福本草雄

署名委員 小坂竜一

議長 ただ今から、令和4年第12回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と福本委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より北西2.5kmに位置する第二種農地です。位置は3条-1で示しています。

本案件については、10月の総会にて住宅に付属する農地として認定されたものです。

譲受人は付随する住宅と一緒に申請地を取得する予定で、売買契約書の写しにて確認をしております。

利用計画について、自家消費を目的として季節野菜や果樹を栽培するということで申請されています。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 川協委員とは連絡を取りまして、10月の総会で承認をされているということと、岩国の●●さんという方が購入されて、農地自体は草を刈っておられるということで管理をされておりますし、問題はありません。

川協委員 欠席予定

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

それでは「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南東3.2kmに位置する第三種農地です。位置は4条-1で示しています。

転用目的については、車庫及び物置の設置に係る敷地拡張です。

ページ番号6中の枠で囲った色の濃い部分が今回の申請地で敷地拡張部分です。北側の既存宅地と併せて申請人の所有地です。

申請地は既に車庫及び物置として利用されており、追認申請するものです。

既存宅地及び今回申請地を含めた建蔽率については22%の基準に対して26.9%であるため、建蔽率の基準を満たしています。

申請人の先代が約20年頃前から利用されていたようですが、農地法上の手続きを怠っていたため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した顛末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

驛重委員 ここは●●の近くのところの土地ですけども、申請地の隣に住宅があり、農地には倉庫等が建っております。農地の方は畑として利用しており、問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第3号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東3.7kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で事業用駐車場です。

譲受人は [REDACTED] 駐車場が手狭になったため申請されています。

なお、申請地までは公道がないため、地目雑種地の民地を通る必要があります。この点に関しては、当該民地所有者より使用承諾書が提出されております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは申請者が [REDACTED] [REDACTED] 申請地を駐車場にしたいということです。進入路に関する承諾書ももらっているとのことですので、問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は

原案のとおり決定致しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和4年第12回田布施町農業委員会総会を閉会します。